

千葉市訓令（甲）第3号

庁 中 一 般

千葉市決裁規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

千葉市長 神 谷 俊 一

（千葉市決裁規程の一部改正）

第1条 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「定める担当課長」の次に「並びに中央区参事」を加える。

第5条第1項中「副区長及び保健福祉センター所長」を「副区長、保健福祉センター所長及び中央区参事」に改める。

別表第1共通専決事項第1項の表第10号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同表中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1共通専決事項第3項第1号の表備考第3項、別表第1共通専決事項第3項第2号の表備考第3項並びに別表第1共通専決事項第3項第3号の表備考第2項及び第3項中「又は危機管理監」を「、危機管理監又は区長」に改める。

別表第2個別専決事項第14項の表（1）障害児等保育審査指導委員会の開催の項を削る。

別表第2個別専決事項中第18項を第19項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 幼保指導課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	部長	課長
(1) 障害児等保育審査指導委員会の開催					○

（千葉市広報広聴事務取扱規程の一部改正）

第2条 千葉市広報広聴事務取扱規程（昭和42年千葉市訓令（甲）第

5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「区役所地域振興課長補佐」を「区役所総務課長補佐」に改める。

(千葉県消防局長専決規程の一部改正)

第3条 千葉県消防局長専決規程(昭和58年千葉県訓令(甲)第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務に関すること。

(千葉県公文書取扱規程の一部改正)

第4条 千葉県公文書取扱規程(平成4年千葉県訓令(甲)第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「区役所地域振興課」を「区役所総務課」に改める。

第7条第3号中「区役所地域振興課」を「区役所総務課」に改め、同条第4号中「財政局財政部管財課」を「財政局資産経営部新庁舎整備課」に改める。

第14条中「管財課」を「新庁舎整備課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。